

○飯塚市原動機付自転車及び小型特殊自動車試乗標識交付要綱

平成26年11月19日

飯塚市告示第406号

(目的)

第1条 この告示は、原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識(以下「標識」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 標識は、原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売業者に交付する。

(用途)

第3条 標識は、商品である原動機付自転車又は小型特殊自動車を試乗させる必要がある場合において、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体に取り付けるものとし、それ以外の用途に使用してはならない。

(交付個数)

第4条 標識は、原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売業者ごとに、3個以内で市長が最小限必要と認める個数を交付するものとする。

(交付申請)

第5条 前条の規定により標識を交付する場合は、標識の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原動機付自転車(小型特殊自動車)試乗標識交付申請書兼誓約書(別記様式)に営業証明書又は登記事項証明書を添付し提出しなければならない。ただし、申請者が市内に営業所又は事業所を有する者であることを確認できる場合は、添付する書類の提出を省略することができるものとする。

2 申請者は、申請に際し官公署の発行する運転免許証その他身分を証する書類の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(標識番号)

第6条 市長は、標識を交付する場合は、その標識に表示する標識番号を、指定するものとする。

(ひな型)

第7条 標識のひな型は、別に定めるものとする。

(有効期間)

第8条 標識の有効期間は、10月1日から翌年9月30日までとする。ただし、有効期間中であっても市長がその必要が無くなったと認めるときは、直ちに標識を返納させるものとする。

(再交付)

第9条 標識の交付を受けた者がその標識をき損し、若しくは亡失し又は磨滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出させるとともに、その再交付を受けさせるものとする。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失によるものであるときは、弁償金として100円を納付させるものとする。

2 標識の再交付については、第5条の規定を準用する。ただし、市長が認める場合は、書類の提出を省略させることができる。

(始末書の提出)

第10条 市長は、標識の亡失が故意又は過失によるものであるときは、始末書を徴しなければならない。

(取付位置)

第11条 標識の取付位置は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の後輪泥よけの上部とする。

(不正使用の防止)

第12条 標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正に使用させてはならない。

(返納)

第13条 市長は、標識の交付を受けた者がこの告示に定める事項に違反し、又は市長の指示に従わないときは、直ちに標識の交付を取り消すとともにこれを返納させなければならない。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式(第5条関係)

原動機付自転車
小型特殊自動車

試乗標識交付申請書兼誓約書

年 月 日

(宛先)飯塚市長

住 所
氏 名 印
(事業所名)
電話番号

商品である原動機付自転車(小型特殊自転車)を試乗する場合において、当該原動機付自転車(小型特殊自転車)の車体に取り付ける原動機付自転車(小型特殊自転車)の試乗標識を 年 月 日から 年 月 日まで交付されるよう申請します。

なお、交付された試乗標識に関して下記事項を遵守することを誓います。

記

- 1 商品である原動機付自転車(小型特殊自転車)に取り付けるものとし、自家用その他不正な用途には絶対に使用しないこと。
- 2 他に譲渡又は貸与しないこと。
- 3 交付期間満了時には、直ちに返却すること。
- 4 交付期間中であっても、廃業その他使用の必要がなくなったときは、直ちに返却すること。
- 5 亡失又はき損したときは、直ちに届出をし、故意又は過失による場合は弁償すること。
- 6 1から5までに掲げるものの他、試乗標識に関する市長の指示に従うこと。